

「再度の催告」に当たる場合と民法 150 条 1 項の催告が複数回された場合のその起算点

【文献種別】 判決／高松高等裁判所

【裁判年月日】 令和 7 年 4 月 18 日

【事件番号】 令和 7 年（ツ）第 5 号

【事件名】 施術費用請求上告事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 民法 150 条

【掲載誌】 判タ 1535 号 137 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25623429

椋山女学園大学講師 三島ひとみ

事実の概要

X₁、X₂（控訴人・上告人）は、平成 28 年 6 月に発生した交通事故により、それぞれ頸部および背部を負傷したとして、X₁が同年 6 月 29 日から同年 10 月 31 日まで、X₂が同年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日まで、W鍼灸整骨院（以下「本件整骨院」という）において施術（以下「本件各施術」という）を受けた。

Y（被控訴人・被上告人）は、本件整骨院を経営する株式会社であるが、Yの代理人は、Yを代理して、令和 3 年 6 月 17 日、X₁、X₂両氏の代理人宛として、Xら代理人に対し、Xらにおいて本件各施術に係る施術料を書面到達後 7 日以内に支払うよう求める通知書（以下「本件通知①」という）をファクシミリ送信した。

Xら代理人は、本件通知書①を受信後、Yの代理人に対し、施術料の請求についてXらからの委任関係がないので、通知書をXらに直接送付してもらわなければならない旨告げた。

Yの代理人は、Yを代理して、令和 3 年 7 月 8 日頃、Xらに対して、本件各施術に係る施術料を書面到達後 7 日以内に支払うよう求める通知書（以下「本件通知②」という）を郵送し、遅くとも 10 日にはXらに届いた。

令和 3 年 12 月 22 日、Yは、Xらに対し、本件各施術に係る施術料（X₁につき 29 万 4210 円、X₂につき 17 万 3860 円）および遅延損害金の支払を求めて提訴した。これに対し、Xらは、施術料債務について、改正前民法 170 条 1 号による消滅時効（3 年）および改正前商法 522 条による消

滅時効（5 年）をそれぞれ援用する旨の意思表示をした。

原審（徳島地判令 6・12・18 判タ 1535 号 139 頁）は、本件通知②が再度の催告（改正民法 150 条 2 項）に当たるとするXらの主張に対し、本件通知①については、Yの催告ということができないとし、Xらの消滅時効の主張は、本件各施術に係る施術料のうち、平成 28 年 7 月 9 日分までの限度で理由があるとした。他方、同月 10 日以降の分については、本件通知②の催告および本件訴訟の提起により、時効の完成が猶予されており、Xらの時効消滅した旨の主張を採用することができないと判示した（なお、整骨院の施術料は、改正前 170 条 1 号の債権に該当しないと、この点に関するXらの主張は退けられた）。

Xらが上告。

判決の要旨

上告棄却。

1 「民法 150 条 2 項の『再度の催告』とは、『催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告』であるから、時効期間内に同条 1 項の催告が複数回された場合であっても『再度の催告』には当たらず、同項の 6 か月の起算点は、それらの催告のうち最後の催告がされた時点と解するのが相当である（正確には、複数回の催告による完成猶予の効力が互いに排除し合うことなく同項の文言どおりに発生する結果、最後の催告による完成猶予の効力が最も長く時効の完成を猶予させることになる。）。つまり、仮に本件通知①が

同項の催告に当たるとしても、本件通知②が同条2項の『再度の催告』に当たるためには、本件通知①によって『時効の完成が猶予されている間に』本件通知②がされたことを要する。」

2 「本件施術料債権は、平成28年6月29日から同年10月31日までの各施術日ごとに発生した個別の債権である。このため、仮に本件通知①（令和3年6月17日）が150条1項の催告に当たるとしても、各債権につき『時効の完成が猶予されている間』とは、各債権につき時効が完成すべき日（各債権の発生日から5年を経過した日）から令和3年12月17日までとなる。本件通知②がされたのは同年7月10日であるから、本件通知②が同条2項の『再度の催告』に当たることになるのは、本件施術料債権のうち、時効が完成すべき日が同日までに到来しているもの、すなわち平成28年6月29日から同年7月9日までに発生した債権に限られる。これに対し、同月10日以降に発生した債権については、時効が完成すべき日が令和3年7月11日以降となり、同月10日までの間は、たとえ同条1項の催告がされたとしても、時効期間内であって時効が完成することはないため、時効の完成が猶予されることもない。」

3 「したがって、仮に本件通知①が民法150条1項の催告に当たるとしても、本件施術料債権のうち平成28年7月10日以降に発生した債権については、本件通知②は、本件通知①によって『時効の完成が猶予されている間に』されたものとはいえないから、同条2項の『再度の催告』には当たらない。本件通知②がされた令和3年7月10日から6か月を経過するまでの間に、本件訴えの提起（民法147条1項1号）がされたことになる。」

4 「本件は、原判決が説示するとおり、本件通知①が民法150条1項の催告には当たらない事案というべきであるが、そのことを措いてXらの主張を前提としたとしても、本件施術料債権のうち平成28年7月10日以降に発生した債権については、本件通知②が同条2項の『再度の催告』には当たらず、かつ、本件通知②がされた時点が同条1項の6か月の起算点となる以上、原判決

には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるとは認められない。」

判例の解説

本判決は、消滅時効の期間内に民法150条1項の催告が複数回されても、同条2項の「再度の催告」には当たらないとしたものである。また、「再度の催告」に当たらない催告が複数回された場合、同条1項の6か月の起算点は、最後の催告がされた時点であるとした。

一 催告

催告は、相手方に対して義務の履行を求める意思の通知である。平成29年改正前の催告（改正前民法147条1号、153条）（以下、改正前の条項は「旧〇〇条」という）による時効中断の効力は、確定的なものではなく、6か月以内に旧153条所定の手続をとることによって中断の効力が生じるものであった。

催告について、起草者は、日本の状況を考えると時効中断の方法は窮屈にしておかないほうがよいし、権利者が自分の権利を忘れずに行使したらよいと考えていた。また、時効の最終日になって時効期間の満了に気づいたため、裁判所に出る時間も弁護士を頼む時間もない場合に、催告の方法で時効中断できるようにしておくほうがよい、裁判所に訴えさせることはあまり望ましくないという判断の下、催告を時効中断事由と位置づけた¹⁾。

しかし、実際には、催告は、時効の完成間際において一時的に時効の完成を阻止するものにすぎないことから、実質的には時効の停止事由として機能していた。そのため、催告を時効の更新事由とせず、停止事由として再構築し、改正後は、催告があった時から6か月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予されることとなった（民法150条1項）²⁾。

この点について、催告が権利の主張の一種であり、催告がされた場合には継続してきた事実状態への信頼がゆらぐことになるし、相手方にその権利の存否をめぐる争いに備える必要性を認識させることになるため、時効の完成猶予事由とされると説明されている。ただ、催告は、一方的な権利の主張にすぎないため、時効の更新の効力は認められない³⁾。

二 再度の催告

1 再度の催告とは

催告があったときは、その時から6か月間は時効が完成しない(150条1項)。そのため、例えば、時効期間の満了前2か月の時点で催告がされた場合には、時効期間の満了後4か月の時点までの6か月間、時効は完成しないことになる。この場合、催告によって時効の完成が猶予されるのは、時効期間の満了後4か月のみとなるが、時効期間の満了前2か月間は時効期間が満了していないため、時効の完成猶予を観念できないとの理由による⁴⁾。

150条2項は、催告によって時効の完成が猶予されている間にされた「再度の催告」は、1項の時効の完成猶予の効力を有しないと定めている。それゆえ、催告によって時効の完成が猶予されていない上記2か月間（時効期間満了前2か月）に複数回の催告がされたとしても、「再度の催告」には当たらないことになる。

債権者が債務者に対して内容証明郵便等で支払を求める手紙を送ることなどが催告の典型であるが、文書で催告するときでも「催告」「請求書」「督促」などの用語にとらわれず、方式が決まっているわけではない⁵⁾。さらに、催告は、債権者の一方的な行為にすぎず、手軽に行うことができるため、催告の繰り返しを認めると、債権者が時効期間の満了を事実上永続的に阻止できることになりかねないと指摘されている⁶⁾。

以上のことから、150条2項の「再度の催告」に当たらない催告がされた場合には、同条1項により、その催告の時から6か月間、時効は完成しない。例えば、前述のように、時効期間の満了前2か月の時点で催告①がされた後、時効期間の満了前1か月の時点で催告②がされた場合には、催告①によって時効期間の満了後4か月の時点まで時効は完成せず、さらに、催告②によって時効期間の満了後5か月の時点まで時効が完成しないことになる。すなわち、「再度の催告」に当たらない催告が複数回された場合には、150条1項の6か月の期間は、最後の催告（催告②）がされた時点から起算されることになる⁷⁾。

2 再度の催告に関する判例・学説

改正前民法では、催告を繰り返した場合の効果については規定がなく、催告の都度、時効の完成

が6か月間遅れることになるのかについて疑義が生じていた⁸⁾。

判例（大判大8・6・30民録25輯1200頁、最判平25・6・6民集67巻5号1208頁）は、これを否定していると考えられる。大正8年判決は、債権者が債務者に対し、毎年弁済の督促をしたにとどまる場合は、督促の都度、時効が有効に中断されたとすることはできないとした。また、平成25年判決は、明示的一部請求の訴えの提起には残部につき裁判上の催告としての暫定的な時効中断の効力があるとしたが、催告は、6か月以内に民法旧153条所定の措置を講じなければ、時効の中断の効力を生じないのであって、催告から6か月以内に再び催告をしたにすぎない場合にも時効完成が阻止されるとすれば、「催告が繰り返された場合にはいつまでも時効が完成しないことになりかねず、時効期間が定められた趣旨に反」することになるとしている。したがって、時効期間の経過後、その経過前にした催告から6か月以内に再び催告をしても、第1の催告から6か月以内に旧153条所定の措置を講じなかった以上は、第1の催告から6か月を経過することにより、時効が完成すると判示した。

さらには、起草者や学説も、時効期間の満了前に催告をした後、当初の催告から6か月以内に民法旧153条所定の手続をとらず、催告を繰り返したとしても、時効中断の効力は認められないと解している⁹⁾。その理由として、催告とは単なる予備的措置にすぎないから、別個に法定の手続をとらないかぎり、中断に関しては無価値な行為にすぎないとし、判例（前記大正8年判決）を正当と考えられている¹⁰⁾。また、催告を繰り返し行えたとすると時効期間を定めた意味がなくなるとも指摘されている¹¹⁾。

改正後150条2項は、上記判例法理を明文化し、時効期間の満了後に催告を繰り返しても、時効の完成猶予の効力が生じないことを規定したものである¹²⁾。

三 本判決の検討

改正前民法では、催告を繰り返した場合の効果についての規定がなく、判例・学説により、旧153条所定の措置を講じずに催告を繰り返しても、時効中断の効力が認められないとされていた。150条2項は、「再度の催告」に関するこれまで

の解釈を明文化したものであるが、本判決は、「再度の催告」とは、「催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告」であるから、「時効期間内に同条1項の催告が複数回された場合」について、「再度の催告」には当たらないとし（判決の要旨1）、「再度の催告」となる場合について改めて明示している。

さらに、本判決は、時効期間内に催告が複数回された場合に、150条1項の6か月の起算点は、「最後の催告がされた時点」であるとし、最後の催告による完成猶予の効力が最も長く時効の完成を猶予させることになるとしている（判決の要旨1）。すなわち、時効完成前に複数回の催告を行ったとしても、最後の催告から6か月を超えて時効の完成を猶予することはできない。また、「催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告」は、時効の完成猶予の効力を有しないから、催告によって、いつまでも時効が完成しない状況を債権者が作り出すことはできない。

本事案においては、本件通知①が催告に当たるとしても、本件通知②が「再度の催告」に当たるとするためには、本件通知①によって「時効の完成が猶予されている間に」本件通知②がされたことが必要となってくる。この点、本件施術料債権のうち平成28年7月10日以降に発生した債権については、本件通知②は、本件通知①によって「時効の完成が猶予されている間に」されたものとはいえないから、「再度の催告」には当たらないとされた。つまり、同年7月10日以降に発生した債権については、本件通知②の時点で時効が完成しておらず、本件通知②は「時効期間内に」された催告ということになる。

民法には、時効の完成を阻止するための様々な時効障害事由が規定されている。催告等の債権者側の負担が考慮された事由によって、一旦時効の完成を猶予することができるが、他方で、債務者・第三者側の利益も考慮する必要がある。債権者は、催告によって時効の完成が猶予されている間に、時効を完成させないため、訴えの提起等のより強力な措置をとる準備をすることができる。債務者側も催告がされたことにより、債権者に対抗するために備える必要性を認識することができる。仮に、手軽に行える催告を繰り返すことができるとするならば、債権者にとっては有利であるが、債務者・第三者にとっては、いつまでも時効が完成

しない不安定な状態が続くことになる。このような状況は、「時効期間が定められた趣旨」に反することになり、時効制度の意義を没却しかねない。以上のような催告の性質に鑑みると、「再度の催告」が時効の完成猶予の効力を有しないとする150条2項は、債権者側の利益と債務者・第三者側の利益とのバランスを考慮した規定であるといえる。

本判決は、民法改正後において、「再度の催告」となる場合や「再度の催告」に当たらない催告が複数回された場合の起算点に関し改めて明確にしておき、意義を見出すことができる。また、時効制度の趣旨という観点からは、150条が消滅時効に係る当事者間の利益の調整を図るという側面を有することを再確認することができよう。

●—注

- 1) 『法典調査会民法議事速記録第4巻』171丁、179～182丁 [梅謙次郎]。
- 2) 民法（債権関係）部会資料31・26頁、部会資料69 A・19頁。
- 3) 佐久間毅『民法の基礎1総則〔第5版〕』（有斐閣、2023年）425頁。
- 4) 判タ1535号（2025年）137頁。150条1項が「時効は、完成しない」と定める6か月の期間は、時効期間が満了していないために時効が完成しない期間（2か月）と、催告によって時効の完成が猶予されているために時効が完成しない期間（4か月）に分かれることになる。
- 5) 四宮和夫＝能見義久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂、2023年）464頁、酒井廣幸『民法改正対応版 時効の管理』（新日本法規、2018年）304頁。
- 6) 酒井・前掲注5）306頁、佐久間・前掲注3）425～426頁。
- 7) 酒井・前掲注5）304～305頁。
- 8) 部会資料69 A・20頁。
- 9) 梅・前掲注1）218丁、我妻栄『新訂民法総則（民法講義1）』（岩波書店、1965年）465頁、幾代通『民法総則〔第2版〕』（青林書院、1994年）574頁、近江幸治『民法講義Ⅰ民法総則〔第6版〕』（成文堂、2008年）362頁、川井健『民法概論Ⅰ民法総則〔第4版〕』（有斐閣、2009年）339頁。
- 10) 川島武宜『注釈民法（5）総則（5）』（有斐閣、1968年）107頁 [川井健]。幾代も「催告は、強力な中断方法を講ずるために時をかせぐ予備的な措置という機能を有する」と述べている（幾代・前掲注9）568頁）。
- 11) 近江・前掲注9）362頁、川井・前掲注9）339頁。
- 12) 部会資料69 A・20～21頁。